

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年11月29日)

【件名】

- 令和6年度第2回子育て王国とっとり会議の開催結果について
(子育て王国課)・・・2
- 令和6年度第1回鳥取県児童福祉審議会の開催結果について
(子育て王国課)・・・4
- 「子どもミーティング」の実施結果について
(子育て王国課)・・・6
- 「みんな育休とっとりけん」～みんなで一緒に子育てについて考える日～の
開催結果について
(子育て王国課)・・・8
- 株式会社オミカレとの連携事業の実施結果について
(子育て王国課)・・・10
- 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画(改訂案)のパブリックコメントの実施に
ついて
(家庭支援課)・・・11
- 「世界早産児デー(11/17)」普及啓発イベントの実施について
(家庭支援課)・・・14
- 青少年の健全育成の取組状況について
(家庭支援課)・・・15
- 令和3年8月に児童養護施設で発生した児童死亡事案に関する二次検証について
(家庭支援課)・・・16
- 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について
(子ども発達支援課)・・・18
- 鳥取県立総合療育センターにおける個人情報の漏えいについて
(子ども発達支援課)・・・19

子ども家庭部

令和6年度第2回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和6年11月29日

子育て王国課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」（以下、「王国会議」という。）について、令和6年度第2回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日時 令和6年11月6日（水）午後2時から午後3時30分まで
- (2) 場所 県庁 特別会議室
- (3) 出席者 鈴木会長ほか委員17名（うち5名はオンライン出席）
- (4) 議事
 - ア 子育て王国とっとり会議会長の選任について
 - イ とっとり自然保育認証審議部会の委員の指名について
 - ウ シン・子育て王国とつりの実現に向けた令和7年度の施策検討について

(5) 報告事項

- ア 鳥取県児童福祉審議会の新設及び幼保連携型認定こども園認可等審議部会の移管について
- イ 子どもミーティングの実施について
- ウ 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とつりの開催について

2 主な議事概要

委員改選後、初めての会議であることから、鈴木委員（鳥取大学地域学部教授）を会長として選任し、とっとり自然保育認証部会委員について指名を行った。

また、3月に策定したシン・子育て王国とっとり計画（以下、「シン計画」という。）に基づき施策を展開するため、令和7年度に向けて検討中の子育て支援施策（案）を提示し、意見を伺った。

【主な意見】

<男性の育児休業>

- ・育児が取れない企業も多いので、現実的なところで家事サポート支援も考えてはどうか。

<情報発信>

- ・子育て支援の体制があっても知られていないのが問題。産婦人科や子育てする方が必ず通る場所でアプリ登録の促進を進めれば、もう少し多くの方に知ってもらえる。
- ・LINEを使って情報発信できないか。
- ・LINEの通知ではワンアクションで情報に届かない。QRコードであればダイレクトに情報に辿り着くので、保育園や図書館等に掲示すれば情報取得してもらいやすくなる。
- ・子どもが学校からチラシや色々な書類を持ち帰るが、全部見れなかったり、ぱっと見て終わりということもある。何回も何回も周知していただきたい。
- ・学校を通してマチコミというアプリを使って色々な連絡がリアルタイムに流れてくる。子育て支援情報もマチコミを使って共有・周知できるといい。
- ・この会議だけでは議論がし尽くされないもどかしさがあるので、情報発信をどうしていくかという部会を立ち上げてはどうか。

<情報弱者への対応>

- ・情報弱者や支援制度の存在・メリットを知らない方も多い。色々な家庭があり、色々な育ちをしている子どもがいるので、そういう方にも漏れなく情報が届く手だてが必要。
- ・地域に赤ちゃんが生まれると、その家庭を民生委員が訪問する。そうしたチャンスでの説明や、役所や病院に行ったときに情報があるなど、周知する回数が増えるといい。

<障がいがある子どもの相談>

- ・障がいがある子どもへの支援について、施設へ相談の予約を取っても2週間後になることもある。困り事があったときに、すぐに頼れる場所があると、障がいを持つ子の親はすごく楽になる。

<プレコンセプションケア>

- ・検査等に一部助成があるが、思春期の子どもへの教育も大事。生理不順の放置が将来不妊に繋がるかもしれないことを伝えてほしい。

<産後ケア>

- ・利用者から、産後ケアは予約が取りづらい、産後に起こる色々なトラブルを事前に知りたかったという声がある。産前ケアとして産後のことや支援制度を知らせておくといいのではないかと。

3 今後の予定

令和7年2月に第3回会議を開催し、意見の反映状況を報告するとともに、シン計画の進捗状況について協議を行う。

【参考】子育て王国とっとり会議の概要

- 1 設置根拠 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条
- 2 設置時期 平成26年5月26日
- 3 所掌事務
 - (1) 子育て王国とっとり条例関係
 - ① 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
 - ② 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
 - ③ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
 - (2) 子ども・子育て支援法関係
 - ① 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
 - ② 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 4 委員構成（任期：令和8年10月27日まで）

分野		所属等	氏名
学識経験者		鳥取大学地域学部 教授	鈴木 慎一朗
		鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授	津上 崇
公募委員		整理収納アドバイザー	江原 朋美
子育て中の方		鳥取市小学校PTA連合会 副会長 (湖山西小学校)	山下 朋子
他県から移住された方		八頭町地域おこし協力隊 (八頭町商工観光室)	中村 聡志
結婚・子育てなど若者のライフプランの形成支援に取り組まれている方		株式会社そうだんひろば 代表取締役 (ファイナンシャル・プランナー)	伊木 恭憲
地域で子育て支援に取り組まれている方		ゆりはま子育てネットワークくぶくぶ 代表	市川 義章
児童福祉	保育所	浜坂保育園 園長	小嶋 美恵子
	母子生活支援施設	米子聖園コスモス 施設長	本城 貴子
保健・医療	医師（小児科）	石井内科小児科クリニック 副院長	石井 祥子
	医師（産婦人科）	鎌沢マタニティークリニック	鎌沢 俊二
教育	幼稚園	認定こども園みずほ幼稚園 園長	桐谷 朋子
	学校教育	湯梨浜町立湯梨浜中学校 校長	梅原 憲和
	家庭教育	児童書を楽しむ会・つくしんぼ 代表	山田 節子
産業		ヤマタホールディングス株式会社 チーフマネージャー	宮谷 由佳
労働		おさき社会保険労務士事務所 社会保険労務士	尾崎 宏之
結婚支援をされている方		婚活サロンアプローズ 代表	禮場 夏江
市町村		鳥取市健康こども部こども家庭局 幼児保育課長	濱田 寿之
		八頭町保健課 保健師	山下 清香
若者		会社員（とっとり若者活躍局）	磯江 沙季
		鳥取大学地域学部3年（とっとり若者活躍局）	井上 柊
		鳥取大学地域学部2年（とっとり若者活躍局）	木村 海翔
		公立鳥取環境大学環境学部2年（とっとり若者活躍局）	檜山 琴音

令和6年度第1回鳥取県児童福祉審議会の開催結果について

令和6年11月29日

子育て王国課

児童福祉法第8条第1項に基づき10月23日付けで設置した「鳥取県児童福祉審議会」（以下「審議会」という。）について、令和6年度第1回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日時 令和6年11月8日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 鳥取県立図書館大研修室
- (3) 出席者 塩野谷斉委員長（鳥取大学地域学部教授）ほか委員9名

2 議事概要

(1) 説明事項

審議会の体制、審議事項及び審議会運営要綱の制定について説明した。

(2) 審議事項

- ・審議会設置後、初めての会議であることから、委員の互選により塩野谷委員を委員長、水野委員を副委員長として選出した。
- ・平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の支援検証部会の委員を指名し、令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）規程を制定し、二次検証委員会の委員を指名した。

(3) 報告事項

以下6事項について報告した。

ア 児童虐待事案の報告について

イ シン・子育て王国とっとり計画について

ウ 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の改訂に係るパブリックコメントの実施について

エ 令和3年8月に児童養護施設で発生した児童死亡事案に関する二次検証について

オ 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

カ 保育の魅力発信の取組について

【委員からの意見】

<鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の改訂に係るパブリックコメントの実施について>

- ・経済的に困っていなくても、その他の困り事があるひとり親を救ってもらうにはどんなところがあるかということも示してもらえるといい。
- ・子どもに対する経済的支援が、親の就業の促進を阻み、結果的に子どもの学校卒業後の自立を妨げる例が少数だがある。各家庭のケースに応じた、細かな経済的支援の充実を検討してほしい。

<令和3年8月に児童養護施設で発生した児童死亡事案に関する二次検証について>

- ・アドボキッドはほぼ児相にしか入れておらず、施設でも子どもたちの意見を聴く機会を設けてほしい。

<保育の魅力発信の取組について>

- ・保育士を増やすことも大事だが、現場の保育士が続けていきたいと思えるような環境を作ることを、もっと考えていかないといけないのではないか。
- ・給与が低い、残業が多いなどのマイナスイメージがすでに学生に刷り込まれており、改善していかないといけない。県外への進学を希望する学生も多いので、ガイドブックで情報提供したり、修学資金の活用をしてほしい。
- ・一時保育などを利用したい方が、理由がないと利用しづらい状況があるので、広く利用できるような体制を整えてほしい。

3 今後の予定

第2回審議会を令和7年1月頃に開催予定。

【参考】児童福祉審議会の概要（設置時期：令和6年10月23日設置）

(1) 児童福祉審議会の体制

児童福祉審議会 所掌事務：子ども施策全般（子育て支援、社会的養護、ひとり親施策、母子保健施策 等）

※審議会の下に、保育所・児童養護施設等で発生する重大事案や子どもへの権利侵害事案等に対する専門的な検証や、要保護児童の審査等を行うための「支援検証部会」を設置する。

(2) 児童福祉審議会委員構成（委員数13名以内、任期2年）

	分野	氏名
1	地域福祉	加藤 邦雄（八頭町民生児童委員協議会）
2	児童福祉（子育て支援）	滝波 真美（一般社団法人スペースソラ理事）
3	児童福祉（社会的養護、里親）	福壽 みどり（鳥取県里親会）
4	児童福祉（社会的養護）	水野 壮一（鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長）
5	児童福祉（保育）	森田 明美（鳥取県子ども家庭育み協会理事）
6	ひとり親等	井田 智子（鳥取県母子寡婦福祉連合会理事長）
7	母子保健	平井 淳子（鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター、鳥取県助産師会理事）
8	学識経験者	塩野谷 齊 （鳥取大学地域学部副学部長、地域学科人間形成コース教授）
9	青少年・文化団体	中島 諒人（特定非営利活動法人鳥の劇場芸術監督）
10	こどもの権利	岡 武司 （特定非営利活動法人こども・らぼ b&g 鳥取拠点マネージャー）
11	障がい児	垣内 充（特定非営利活動法人たんぽぽ副理事長）
12	市町村	小野澤 裕子（鳥取市健康子ども部こども家庭局長）
13	一般公募	中原 大輔

※審議等の内容により、必要に応じて、臨時委員を選任する。

(3) 調査審議事項

- ① 児童、妊産婦及び母子家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第9項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- ③ 児童福祉法第18条の20の2第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- ④ 児童福祉法第27条第6項の規定による諮問に関し、審議すること。
- ⑤ 児童福祉法第33条の15第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑥ 児童福祉法第35条第6項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑦ 児童福祉法第46条第4項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑧ 児童福祉法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑨ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑩ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。
- ⑪ 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5の規定による報告を受けること。
- ⑫ 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。
- ⑬ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑭ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑮ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

「子どもミーティング」の実施結果について

令和6年11月29日
子育て王国課

令和6年3月に策定したシン・子育て王国とっとり計画の基本的方針に掲げる「子どもの意見表明と多様な社会的活動への参加の機会づくり」を具体化する取組として、「子どもミーティング」を8月から県内3地区でモデル的に実施したので、その概要を報告します。

1 子どもミーティングの実施概要

子どもミーティングは、子ども自身でテーマを決め、意見交換や情報収集をしながら、学校や社会が良くなるアイデアをまとめるものである。子どもの意見を引き出し、円滑な議論を促進するため、ファシリテーターと各班にサポーター（子どもに年齢が近い大学生等）を配置して下表のとおり実施した。

	東部地区	中部地区	西部地区
日時	8/3（土）、8/4（日）、 8/10（土）	9/8（日）、9/29（日）、 10/6（日）	8/11（日）、9/1（日）、 9/29（日）
場所	みんなの実家（鳥取市） ※1	はばたき人権文化センター （倉吉市）	te to te（テトテ）～つなぐん家～（米子市）※2
参加者	15名 東部地区在住の小学4年生～6年生、中学生、高校生	17名 中部地区在住の小学4年生～6年生、中学生、高校生	11名 西部地区在住の小学4年生～6年生、中学生
サポート体制（敬称略）	○ファシリテーター 柳大地（元青翔開智高教員、現鳥取市議） 明石到真（大学生、合同会社代表社員） ○サポーター 県内外の大学生（青翔開智高出身者等）4名	○ファシリテーター 川上慎司（元小学校教員） ジュバテ麻子（倉吉北高教員） ○サポーター 因伯子供学園の若手職員3名	○ファシリテーター 今川由紀子（一般社団法人つなぐん家代表理事） 石原睦巳（同理事） ○サポーター 鳥取大学医学部の学生5名

※1 みんなの実家（鳥取市）

地域を支え合う、人生を支え合う、一人一人を大切にしよう、そんな地域に密着した”第三の居場所”として運営されている総合型サードプレイス拠点（R4.8 設立）。地域食堂、フリースクール、施設の貸出、イベントなどの活動を行っている。

※2 te to te（テトテ）～つなぐん家～（米子市）

地域の子どもたちが気軽に立ち寄ることができる居場所として、学習や体験活動など総合的な生活支援を提供。不登校や引きこもりの子どもだけでなく、どの子ども遊びに行くことができ、誰でも気軽に利用できる施設。R4 年度「日本財団子ども第3の居場所」コミュニティ事業採択。

2 今後の予定

子ども達がまとめたアイデアは、12月22日（日）に開催予定の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム（こども家庭庁と共催）において、子ども達自身が発表するとともに、県の関係所属、市町村や関係団体等に情報提供し、検討を依頼する。

<参考>

「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムの概要

・子ども・子育てにやさしい社会づくりのために、子どもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成しようと、こども家庭庁と「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同した地方自治体とが連携して令和5年10月から開催している。

※令和5年度は和歌山県、福井県、福山市、奈義町等10自治体で実施、令和6年度は15自治体程度で実施予定

<参考>

子どもミーティングで出されたアイデアの概要

地区	班	テーマ	アイデアの概要
東部地区	1班	明日をちょっと良くする「衣」	【緊張を和らげる眼鏡】 ・レンズに映る聴衆の人数を調整できる眼鏡を提案。練習時は聴衆を多く映し、本番では少なく見せることで緊張を緩和させる。イヤホンとセットで会場のざわざわ感も再現できる。
	2班	明日をちょっと良くする「食」	【聴導犬センサー「知らずワン」】 ・聴導犬の首輪にセンサーを仕込み、火災発生時等に首輪が発する光（首輪が点滅）と臭い（刺激臭）で聴覚障がい者に危険を知らせる。
	3班	明日をちょっと良くする「住」	【介護者のストレス軽減ロボット】 ・介護者が日ごろ行っている行動をロボットにプログラミングし、ロボットによる介護サポートで負担軽減を図る。
	4班	明日をちょっと良くする「学び」	【消しゴム蘇生装置】 ・たくさん出る消しゴムの消しカスを有効利用できる装置を開発。消しカスを入れると好きな形の消しゴムが作れる。
	5班	明日をちょっと良くする「遊び」	【ワタシのゲート】 ・公園等の遊び場にゲートを設置し、入退場時に通過することで持ち物をセンサーが感知し、退場時に持ち物が減った場合に忘れ物があるとしてブザーで知らせる。
中部地区	1班	地域医療とバス問題	・県外からの医師スカウト、症状に応じた病院紹介システム、地域住民の運転によるバス空白地の補完、乗りたくなるバス（テレビ付き、低料金・定額設定、見た目が変わったバス）を提案
	2班	倉吉ハッピータウン計画	・アニメやまんがを活用した聖地巡礼ツアー、倉吉でしか聞けない声優ボイス、自然を活用したサバイバルゲーム大会、山守集学校の星空スポット化など、地元の観光資源・素材と流行を融合させた人々を呼び込むアイデアを提案
	3班	Street Light Project 道を照らして未来を明るく	・少ない街灯を増やし暗い夜を改善。虫が寄り付きにくいよう色や臭いを発する街灯、近隣住民の迷惑にならないようタイマー調光機能付きの街灯整備を提案
西部地区	1班	学校のルール変更	・学校にシャープペンを持っていけないルールについて、なぜ持っていないのかを皆で議論し、持って行ってもよいと考えるシャープペンを学校に提案
	2班	学校のルール変更	・猛暑日が増え学校で水筒がすぐに空になるため、ウォーターサーバーの設置を提案 ・自転車通学が禁止されているが、宮古島の例も参考に自転車通学許可を求める提案 ・学校が毎日楽しくなるよう県産木材を活用した大型木製ガチャを学校に設置
	3班	ご当地カニバス計画	・米子空港と米子駅を結ぶ空港バスの車内に、当地の名産品であるカニの身など（季節ごとに産品を変える）が出てくる装置を設置し、来県者にPRを実施

「みんな育休とっとりけん」～みんなで一緒に子育てについて考える日～ の開催結果について

令和6年11月29日
子育て王国課

令和7年の県内企業の男性の育児休業目標取得率85%を目指し、男性の育休取得が当たり前の環境づくりと地域における子育て応援の機運醸成を図ることを目的に、「みんな育休とっとりけん」～みんなで一緒に子育てについて考える日～のイベントを開催したので、概要を報告します。

1 イベントの概要

(1) 日 時：令和6年11月17日（日）午前10時から午後3時まで

(2) 会 場：鳥取市民会館（鳥取市掛出町12）

(3) 入場者数：約300人

(4) 内 容

- ・オープニングアクト（鳥取第一幼稚園園児による歌の出し物）
- ・「シン・とっとり育児の日」キャンペーン表彰、シン・子育て王国とっとり表彰
- ・トークセッション（職場の子育て環境や男性の育児参加について意見交換）
- ・スギちゃんステージ
- ・パパに贈る事前学習講座（これから子育てを始める父親等を対象とした講座）



2 表彰の内容

(1) 「シン・とっとり育児の日」キャンペーン表彰

「みんな育休とっとりけん」をキャッチコピーとし、男性の育休取得が当たり前の社会をイメージできるイラスト・ロゴマーク及び育児エピソードについて作品募集を行い、それぞれ26作品、54作品の中から最優秀賞を選定した。

ロゴマークについては、今後、男性育児休業取得促進の普及啓発の取組への活用を予定している。

育児エピソードについては、募集第2弾として11月19日から令和7年1月15日まで作品募集中。

ア 育休ロゴ・イラストデザイン表彰（受賞者：宮内 悠氏）

パパとママが同じ目線で赤ちゃんを見守る様子を表現している。

イ 育児エピソード表彰

(ア) 「子育てってやっぱりおもしろい」部門（受賞者：小松原 美奈子氏）

- ・私が発熱しダウン。寝ていて目を覚ましたら枕元に「はやくよくなってね」手紙が置いてあり、私の指にはシロツメクサで作った指輪が。かわいい優しさに涙が出ました。

(イ) 「パートナーに伝えたい感謝の言葉」部門（受賞者：中土井 啓一氏）

- ・いつも育児に悩んでつらそうにしていた妻が、わたしの育児休業中、ここに3人でいきたいと毎日嬉しそうに出かける準備をしていて色々と我慢しながら頑張ってくれていたんだと実感しました。いつもありがとう。」

(ウ) 「嬉しかった職場の人からの一言+会社に向けた感謝のメッセージ」部門

（受賞者：岸本 博美氏）

- ・「妊婦のとき気遣ってやれなくて悪かった」と男性上司からの言葉。当時は独身だったが結婚して妻が妊娠し、大変さを知って私への対応を悔いたとのこと。素直な言葉がうれしく、この気持ちがもっと広まればと願う。

(2) シン・子育て王国とっとり表彰

ロゴマーク
最優秀作品



地域における優れた子育て支援活動等を行ってきた団体・個人を表彰し、広くPRすることにより、地域における子育て支援活動を広げることを目的に次の団体・個人を表彰した。

区分	授賞者	功 績
団体表彰	産後ケアやわらかい風 (当日出席者：代表代理 長 治香代子氏)	平成 28 年 8 月に、産後の母親と赤ちゃんのサポートを目的に鳥取市で創設。団体所属の助産師等の資格をもった専門スタッフが、多方面で産後の母親の不安解消や負担の軽減に尽力している。
	特定非営利活動法人 こども未来ネットワーク (代表：渡部万里子氏)	平成 14 年 5 月から子どもたちが生の芝居に触れる機会等の提供を目的に活動を開始。県内各地で継続的に実施できる仕組みや人的ネットワークの構築に貢献している。
個人表彰	知事表彰 津村 雄一氏	令和 4 年に地域密着総合型サードプレイスとして「一般社団法人みんなの実家」を設立。地域食堂など様々な活動を通じ子育て支援の機運醸成に大きく貢献している。
	知事表彰 江原 朋美氏	平成 30 年に整理収納アドバイザーとしてお片付けサービスを開始し、子育て世代等幅広い世代から依頼を受け、子育て家庭の環境整備、生活改善の支援を行っている。
	教育長表彰 福田 京子氏	昭和 63 年から 32 年間にわたってボーイスカウト倉吉第 3 団指導者として、青少年の健全育成、後進の育成に努め、地域との交流や活動の周知等も行った。
	教育長表彰 今度 珠美氏	平成 28 年から県内の小中学校・高校からの要望に応じ、児童・生徒や教員を対象にした研修会等を通じて正しい知識に基づくメディア活用の周知に貢献している。

3 トークセッションの概要

子育て支援に力を入れている企業・団体の代表者等とともに、育休取得の促進や男性の育児参加の優れた取組について事例を交えながらトークセッションを行った。

○スギちゃん（お笑い芸人・2児の父）

- ・母親は育児について全て知っているものだと思っていたが、配偶者から自分も分からないと言われ、それ以降子育てに対して自分事として考えるようになった。

○松浦優子さん（株式会社鳥取銀行ダイバーシティ推進室長）

- ・配偶者が出産予定の行員に対し、出産予定日、育休の取得の有無について届出書を提出させ、所属長・人事部と個別相談の場を設定し、令和 5 年度の育児休業取得率 100% を達成。

○江原朋美さん（流通株式会社取締役）

- ・約 20 年前から、毎年 2 週間の連続休暇を全従業員に取得させる制度を作っている。業務が属人的にならない働き方が定着しており、男性が育休を取得しやすい環境がある。

○伊藤秀平さん（一般社団法人鳥取青年会議所理事長）

- ・子どもを産み育てやすい環境に向け、会員企業ができることを宣言し、行動に移すベビーフースト運動を展開し、地域での子育て応援の機運醸成に繋げている。

○中西子ども家庭部長（総括）

- ・現在の共働き世代においては男性の育児参加は必須である。子育てに関わる男性従業員を支援する企業に対し、応援する取組を県では多数準備しているので、ぜひ活用してほしい。自分しかできないのは業務ではなく、自分の子どもを育てること。限られた子育ての期間を楽しめるよう、県ではこれからも全力で子育て支援を続けていく。

4 パパに贈る事前学習講座の概要

育児休業の制度や休業期間中の収入面、親と子の関わり方について、これから子育てを始める父親及び企業の人事労務担当者に対して講演を行った。

○宮谷 由佳さん（ヤマタホールディングス株式会社執行役員）

- ・育休の取得を促進することは従業員だけでなく、企業側にも多数のメリットがある。

○森田 将悟さん（鳥取大学職員（鳥取県男女共同参画社会推進委員））

- ・子育て期間の中で、子どもの興味や関心事を親も一緒になって楽しむことが重要である。

株式会社オミカレとの連携事業の実施結果について

令和6年11月29日
子育て王国課

結婚を希望する方の出会い・結婚支援を目的として、婚活サービス事業者の株式会社オミカレと連携し、下記セミナー及びえんトリー・オミカレ会員同士の交流会を開催したので、概要を報告します。

1 セミナーについて

(1) 開催概要

- ア 日時：令和6年10月29日（火）午後6時30分から午後8時まで
- イ 場所：米子コンベンションセンター 第7会議室（米子市末広町294）
- ウ 参加者：14名（内訳：男性10名、女性4名（20代3名、30代5名、40代2名、50代以上4名））
- エ テーマ：マッチングのトレンド・スキルが学べる 出会い応援セミナー
- オ 講師：株式会社オミカレ 若月 丈二氏



<株式会社オミカレ（代表取締役 下永田真人・東京都）について>

- ・婚活イベント・パーティーの情報ポータルサイト『オミカレ』及びビデオ通話型の婚活マッチングアプリ『オミカレLive』を運営。令和6年3月に県と出会い・結婚支援に関する連携協定を締結。

(2) 講演内容

- ・マッチングアプリ等のネット系婚活サービスの提供側が、24時間の監視体制を構築しているか、本人確認機能が付いているかなどの、サービスの安心・安全な利用方法について解説
- ・婚活パーティー、結婚相談所、アプリ・SNSのほか、都市部では相席屋や出会いバー等リアルでの出会いのきっかけが増加するなど、出会い結婚支援サービスが多様化している現状を説明

<参加者の声>

- ・最新の情報（婚活市場の動向やトレンド）が分かり、大変良かった。
- ・多様な婚活サービスについて、分かりやすく紹介していただいて、良く理解できた。

2 えんトリー・オミカレ会員同士の交流会について

(1) 開催概要

- ア 日時：令和6年11月17日（日）午後2時から午後4時まで
- イ 場所：バンケット&ウェディングシュシュ（米子市加茂町2-180）
- ウ 要件：20～35歳の独身男女・男性はえんトリー会員、女性はオミカレ会員であること
- エ 参加者：18名（男性8名（えんトリー会員）、女性10名（オミカレ会員））
- オ 目的：出会いの場を広げ、会員同士が互いの出会いのサービスについて、情報交換し、多様な出会いの機会の存在に気付いていただく。



(2) 開催結果

- ・〇×ゲームでアイスブレイクし、自己紹介した後に1対1でトークを実施。その後、会場限定のケーキセットを食べながらティータイムを過ごし、最後にカップリングを実施した結果、2組のカップルが成立した。

<参加者の声>

- ・初めて婚活イベントに参加したが、オミカレ掲載イベントの中でも参加費が安く、参加しやすかった。（女性）
- ・えんトリーの中では通常、会うことのない非会員（オミカレ会員）と会うことができ、良かった。（男性）

3 今後の予定

縁結びナビゲーターを介して、えんトリー会員とオミカレ会員の1対1の引合せを令和7年1月以降に予定している。

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画（改訂案）のパブリックコメントの実施について

令和6年11月29日
家庭支援課

ひとり親家庭等の自立支援のあり方や施策の方向性を位置づけ、総合的な事業展開を図るために策定している「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」について、第3期計画の計画期間が令和7年3月までであることから、この度、第4期計画に向けた改訂の方向性について検討し、パブリックコメントを実施していますので報告します。

1 パブリックコメントの意見募集期間

令和6年11月11日（月）から12月10日（火）まで

2 計画案の概要

(1) 計画期間

5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

(2) 本計画の位置付け

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条第1項に基づき、地域の実情に応じ、母子家庭・父子家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な措置に関する方針を定めるもの。

※国が同法第11条に基づき定める母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針も参考として策定。

3 計画案の構成

○基本理念・・・ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、世代間の貧困の連鎖が解消され児童の健全な育成が実現できる社会づくり

○基本目標と主な内容 ※下線部が改訂による追加箇所

(1) 子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行う。

子ども食堂・こどもの居場所について、「体験活動」や「学習支援」などの活動充実とネットワークづくりを進めていくことを明記するとともに、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例を踏まえた取組を推進する。就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて相談支援を行うひとり親家庭相談支援センターについて、相談しやすい環境を整備していくほか、各種施策の情報発信について、「SNSの活用」によるプッシュ型の情報発信を推進する。

(2) 就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、ひとり親の正規雇用率の向上目標を設定した上で、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図る。

(3) 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の充実

国の養育費等相談支援センター等と連携し、養育費及び親子交流の取り決めや養育費の取得及び親子交流実施の促進に関する啓発や相談支援を行う。共同親権制度の導入を踏まえ、県が実施する弁護士等による相談事業を充実させていく。養育費の受療率に関して達成目標を設定した上で、離婚前後の父母に対する広報啓発及び情報提供を行う。

(4) 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図る。また、数多くある各種奨学金制度をより分かりやすくなるよう工夫して周知していく。

4 今後のスケジュール

パブリックコメントでいただいた意見等を踏まえた計画の改訂案を、有識者検討会や児童福祉審議会において議論し、年度内に第4期計画を策定する予定です。（県ホームページで公表）

第4期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の方向性（概要）

《基本理念》

ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、
世代間の貧困の連鎖が解消され児童の健やかな育成が実現できる社会づくり

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、自らの力を発揮し生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立するとともに、貧困という問題を抱える家庭においては、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例も踏まえながら必要な環境整備等を図り、ひとり親家庭の児童の健やかな育成が実現する社会づくりを目指します。

この計画では、以下の4つの基本目標を柱とし、ひとり親家庭の自立支援の具体的な取組を示しています。

基本目標1 子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行います。

また、就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。

1 保育サービス等の充実

＜具体的な取組＞

- 多様な保育サービスの提供
- 保育所の優先入所の推進
- 放課後児童クラブの充実及び減免の推進
- 保育料等の負担軽減の推進

2 子育て支援サービスの充実

＜具体的な取組＞

- ひとり親家庭の児童に対する学習支援事業
- 放課後や土曜日の教育活動の充実
- こども食堂の拡大及び取組充実
- 子どもの居場所づくりの支援
- 子どもの体験活動の機会の提供
- 地域子育て支援センター事業の推進
- ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施
- ファミリー・サポート・センター事業の実施
- 子育て支援サービス情報等の提供
- スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実

3 生活支援の充実

＜具体的な取組＞

- ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 母子生活支援施設での支援の実施
- 公営住宅における優先入居の推進等
- 民間賃貸住宅における入居円滑化の推進
- ひとり親家庭等の生活支援
- 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例を踏まえた取組の推進

4 相談機能の充実

＜具体的な取組＞

- 母子・父子自立支援員による相談事業の実施
- ひとり親家庭相談支援センター等による休日相談、特別相談の実施
- ひとり親家庭等福祉推進員による情報提供等の充実
- SNS等による情報提供
- 市町村におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定と取組の推進
- 市町村における自立支援プログラム策定事業の実施の推進

基本目標2 就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図ります。

1 能力開発への支援

＜具体的な取組＞

- ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
- 資格取得のための奨学金制度の充実
- 就業支援講習会の実施
- 公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施
- 技能習得期間中の生活資金の貸付け

2 就業の支援

＜具体的な取組＞

- 母子父子自立支援員による就業相談
- ハローワーク等と連携した就業支援
- ひとり親等の雇用に関する啓発活動
- 男女ともに働きやすい職場環境づくり

基本目標3 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の充実

国の養育費等相談支援センター等と連携し、養育費及び親子交流の取り決めや養育費の取得及び親子交流実施の促進に関する啓発や相談支援を行います。

また、相談に当たる母子父子自立支援員の資質向上を図ります。

1 広報啓発活動の充実

＜具体的な取組＞

- 広報啓発活動の推進
- 共同親権等の新制度の周知の推進

2 相談体制の確立

＜具体的な取組＞

- 母子父子自立支援員による相談機能の強化
- ひとり親家庭相談支援センター等による休日相談、特別相談の実施（再掲）
- 弁護士等による相談事業の実施
- 養育費等相談支援センターとの連携・情報提供の推進

3 養育費確保及び親子交流の推進

＜具体的な取組＞

- 養育費の取決めの推進
- 親子交流の実施の推進

基本目標4 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図ります。

また、各種経済的支援施策の周知を図り、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努めます。

1 各種手当の適切な支給

＜具体的な取組＞

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付け
- ひとり親家庭医療費助成の実施
- 災害遺児手当の支給
- 各種支援施策の徹底

2 教育費の支援

- 保育料等の負担軽減の推進（再掲）
- 就学困難な児童及び生徒に係る就学援助
- ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給
- 高等学校等就学支援金の支給
- 高校生等奨学給付金の支給
- 鳥取県育英奨学資金の貸付け
- 高校生の通学費に係る助成
- 資格取得のための奨学金制度の充実（再掲）
- 各種奨学金制度の周知の推進

「世界早産児デー（11/17）」普及啓発イベントの実施について

令和6年11月29日
家庭支援課

11月17日（日）の世界早産児デーに合わせて、リトルベビー（出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃん）とその家族について認識を高めるとともに、相互理解の促進を図るため、「鳥取リトルベビーサークルcuddle～カドル～」が中心となり、普及啓発イベントを実施しましたので、概要を報告します。

※鳥取リトルベビーサークルcuddle～カドル～について

令和4年度に、低出生体重児の子育てを支援するため母子手帳の副本『とっとりリトルベビーハンドブック』の作成を契機に結成した相互支援サークル。当事者の経験やリトルベビーの子育てにおける悩みを話しあったり、子育ての先輩の話を聞いたりするなどの交流活動を行い、リトルベビーとその家族に寄り添いながら支援に取り組んでいる。

1 開催概要

(1) 写真展

リトルベビーとして生まれたお子さんの写真や家族からのメッセージを募集し17家族から集まった写真やメッセージ、とっとりリトルベビーハンドブックや小さなおむつなどを展示。来場者からは、「すべてのリトルベビーがすくすくと元気に成長しますように」、「みんなの力強さに涙がでます、みんな笑顔で幸せに過ごせますように」といったメッセージが寄せられた。

東部	日時：11月17日（日）午前10時～午後5時 場所：鳥取市民会館
中部	日時：11月24日（日）～29日（金）午前10時～午後4時 場所：エースパック未来中心 1Fアトリウム
	日時：12月2日（月）～6日（金）午前10時～午後5時（開催予定） 場所：鳥取県立厚生病院
西部	日時：11月11日（月）～22日（金）午前10時～午後5時 場所：鳥取大学医学部附属病院 1F外来展示スペース
	日時：12月21日（土）～22日（日）午前10時～午後4時（開催予定） 場所：イオンモール日吉津西館2F

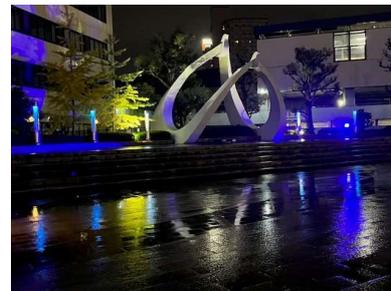
(2) ライトアップ

世界早産児デーのシンボルカラーである、多様性と思いやりの象徴のパープルカラーのライトアップを実施。

日時	場所
11月17日（日）	米子コンベンションセンター（ビックシップ）
	米子市公会堂
	風紋広場
11月18日（月）～19日（火）	バード・ハット
11月18日（月）～21日（木）	鳥取大学医学部附属病院

【写真展の様子（鳥取市民会館及び鳥取大学医学部附属病院）】

【ライトアップの様子（風紋広場）】



2 今後の取組等

引き続き、リトルベビーとその家族の理解促進に向けた普及啓発に取り組むとともに、県内市町村・医療機関等と協議しながら、リトルベビーハンドブックの配布、活用などの支援を進めていく。

青少年の健全育成の取組状況について

令和6年11月29日
家庭支援課

青少年の健やかな育ちを支えていくため、この度、青少年の健全育成に取り組む関係団体と協働して事業を実施したので報告します。

1 子ども王国わくわく体験フェスタの開催

少子化等による子ども会の数・会員数の減少により、子ども会活動も縮小傾向にある中、集団活動や体験活動を通じ子ども同士の交流を通じ、子ども会活動の活性化を図るため、令和4年度から年1回継続的に実施している。

(1) 開催日等 令和6年10月26日(土)、27日(日)

鳥取砂丘周辺、鳥取空港を主会場に1泊2日で実施

(2) 主催 鳥取県子ども会育成連絡協議会(県が事業委託)

(3) 参加者 子ども会の会員等(小学4～6年生、69名)

(4) 内容

鳥取砂丘ガイドツアー、砂の美術館見学、宙の駅体験(プラネタリウム、大望遠鏡の利用など)、佐治谷ばなし、紙すき体験(はがき作り)、鳥取砂丘コナン空港見学(滑走路見学等)、現役CAによる仕事説明

(5) 参加者・保護者からの声

- ・体験を通じて、自然の美しさ、文化の奥深さを感じることができた。
- ・昨年参加して楽しかったので、今回のわくわく体験フェスタにも参加した。砂丘にたくさんの植物や生物がいることを初めて知った。
- ・自分から話すというのが得意ではなかったが、この2日間を通して少し苦手なことを克服できたと思う。
- ・氷太くんで遊んだり、食事の準備をする時に「友情」の力が身に付いた。
- ・来年も参加できたらジュニアリーダーとして参加したい。



2 『とりのからあげ』ポスターデザイン・動画コンテストの開催

インターネット・SNSに潜む危険性から青少年を守るため、令和2年度に公募し決定した標語「とりのからあげ」の普及啓発を図るため、令和3年度から『とりのからあげ』ポスターデザイン・動画コンテストを毎年度実施し、子どもたちにSNSやネット利用の危険性を考えてもらう機会としている。

【とりのからあげ】

「と」もだちがきずつく事をしない、「り」よう時間を決めよう、「の」せない個人情報、「か」きんしない、「ら」いは相手の事を考えて送信、「あ」わないSNSで知り合った人、「げ」ーむソフトの年齢制限を守る、の頭文字をとったもの。

(1) 募集期間 令和6年7月1日(月)から9月27日(金)まで

(2) 主催 青少年育成鳥取県民会議(県が事業委託)

(3) 応募作品

ア ポスターデザイン部門

(小学生の部、中学生の部、高校生等の部) 44作品

【大賞】米子市立福米中学校2年 清水 心奈さん(※右作品)

イ 動画部門

(小学生の部、中学生の部、高校生等の部) 12作品

【大賞】米子市立就将小学校6年 夜見 優希さん



3 今後の取組

引き続き関係団体等と連携して、青少年自らが体験活動を行ったり啓発作品の制作に取り組む事業を推進し、青少年の健全育成に向けて取り組んでいく。

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童死亡事案に関する二次検証について

令和6年11月29日
家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童死亡事案に関する二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）について、第3回、第4回の二次検証委員会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 第3回二次検証委員会

(1) 日時 令和6年10月16日（水）午前9時から午後0時30分まで

(2) 場所 県庁議会棟 特別会議室

(3) 出席者

ア 二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

イ 事務局

子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 松本夏実、児童養護・DV室長 西村耕一

ウ ヒアリング対象者

- ・鳥取県社会福祉審議会委員長 小林 勝年
- ・鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会長 菅田 理一
- ・子ども家庭部部長 中西 朱実(令和3年度当時 子育て・人財局長)
- ・行政体制整備局職員人材開発センター所長 戸井 歩(令和4・5年度当時 家庭支援課長)

(4) 議事概要

ア 鳥取県社会福祉審議会会長、児童福祉専門分科会長及び鳥取県へのヒアリング

二次検証委員からヒアリング対象者に対して、次のとおりヒアリングを実施した。

(ア) 鳥取県社会福祉審議会 小林委員長へのヒアリング

- ・一次検証の検証組織の立ち上げ・審議経過の報告や一次検証報告書の内容について社会福祉審議会に報告がなされていたか、一次検証報告書の内容や非公開決定に関する違和感の具体的内容、二次検証委員会で掘り下げてほしいことなどについて質問。

(イ) 児童福祉専門分科会 菅田分科会長へのヒアリング

- ・一次検証委員としての自身の選任理由や求められる検証内容についての当時の認識、一次検証報告書を非公開とするに至った経緯と現在の考え、一次検証報告書の良くできた点・課題点、社会福祉審議会と児童福祉専門分科会の関わり、二次検証委員会で掘り下げてほしいことなどについて質問。

(ウ) 子ども家庭部 中西部長、行政体制整備局職員人材開発センター 戸井所長へのヒアリング (※県関係者へのヒアリング項目は共通内容であるが、ヒアリングは別々に実施)

- ・本件発生当時に県で検証が必要と判断した理由、検証組織の位置づけに関する県の認識、一次検証委員の人選方法、事案の公開・非公開に係る一時検証や県での議論、一次検証報告書の活用状況、社会福祉審議会への報告経過などについて質問。

2 第4回二次検証委員会

(1) 日時 令和6年11月21日（木）午前9時30分から午後0時30分まで

(2) 場所 県庁議会棟 特別会議室

(3) 出席者

ア 二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

イ 事務局

子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 松本夏実、児童養護・DV室長 西村耕一

ウ ヒアリング対象者

- ・名越 善彦（令和3年度当時 家庭支援課長）
- ・当該事案発生施設 施設長

(4) 議事概要

ア 鳥取県、当該事案発生施設へのヒアリング

二次検証委員からヒアリング対象者に対して、次のとおりヒアリングを実施した。

(ア) 名越 善彦氏（令和3年当時 家庭支援課長）へのヒアリング

- ・本件発生当時に県で検証が必要と判断した理由、検証組織の位置づけに関する県の認識、一次検証委員の人選方法、事案の公開・非公開に係る当時の議論などについて質問。

(イ) 当該事案発生施設 施設長へのヒアリング

- ・現在の利用者数・利用者の年齢構成や生活の様子、職員体制、施設運営状況などの当該施設の現状や当該事案を受けての改善の取組状況などについて質問。

(5) その他

第5回開催日は、令和6年12月23日（月）に決定した。

平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

令和 6 年 11 月 29 日
子ども発達支援課

平成 30 年 12 月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案を検証する社会福祉審議会児童福祉専門分科会「児童支援部会」について、第 6 回児童支援部会を開催しましたので、その概要について報告します。

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 21 日（月）午後 1 時から午後 2 時 50 分まで
- 2 場 所 鳥取県立皆成学園会議室（倉吉市みどり町 3564-1）
- 3 出席者 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会
加藤由利委員、菅田理一委員、田中俊幸委員、田村和宏委員、前垣義弘委員、
水野壮一委員、渡邊大智委員（以上 7 名）
事務局
子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

4 議事概要

開催回	開催日	議 事
第 1 回	令和 6 年 2 月 22 日	部会長の選任 検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等について 本事案の概要等について 本事案における検討課題の抽出(案)について
第 2 回	3 月 25 日	入所児童の支援体制について
第 3 回	5 月 20 日	入所児童の支援体制について 事故発生時の対応について 本事案の情報共有について
第 4 回	7 月 29 日	本事案の情報共有について 本事案の公表、検証について
第 5 回	9 月 2 日	施設見学 本事案発生当時の職員等への聴き取り調査結果報告 本児童の保護者への対応について 総合的な体制について
第 6 回	10 月 21 日	報告書(案)について ⇒これまでの審議内容をまとめた報告書(案)について協議し、以下の点について意見をいただいた。 ・事案発生から数年経過後に児童支援部会で検証することとなった経緯 ・本児童の状況（引き継ぎの状況、病状・障がいの状況、支援の状況など）の詳細 ・入浴サービス提供マニュアルどおりの対応がなされなかった経緯など、本事案が発生した要因の分析 ・重大事案が発生した場合の対応方針 ・マニュアルで例外を定める際の手続きの明確化 など

5 その他

第 7 回開催日は、令和 6 年 12 月 23 日（月）に決定した。

鳥取県立総合療育センターにおける個人情報の漏えいについて

令和6年11月29日
子ども発達支援課

鳥取県立総合療育センター（以下「センター」という。）において、ファクシミリの誤送信による個人情報漏えい事案が発生しましたので、報告します。

今後、同様の事案が起きないように再発防止策を講じ、個人情報の適切な管理に努めます。

1 事案の概要

センターが医事業務を委託している業者の職員が、利用者1名分の処方箋をファクシミリで誤送信し、受信した関係機関がその記載内容を視認した。

2 漏えいした情報

利用者1名分の処方箋（氏名、生年月日、性別、保険者番号、診療科、処方薬の内容及び受診医療機関名）

3 事案発生日

令和6年10月25日（金）

4 経緯

令和6年10月25日（金）に委託業者の職員が処方箋を薬局にファクシミリ送信する際、複数人で対応すべきところを単独で対応し、送信予定の薬局に加え、別の関係機関の宛先も選択していることに気付かないまま送信したために、個人情報の漏えいが生じた。

令和6年10月28日（月）にファクシミリを受信した関係機関からの指摘により、漏えいが発覚した。

5 原因

センターから委託業者には、ファクシミリの送信方法等の個人情報の取扱いについて説明していたが、委託業者が徹底していなかった。

6 対応状況

（1）対象者への謝罪

発覚当日に利用者の保護者に対し電話連絡し、謝罪した。

（2）「個人情報保護委員会」への報告

令和6年11月5日付けで、県民課から報告した。

※医療機関による個人データの漏えい等で、障がいなどの要配慮個人情報が含まれる場合、個人情報保護委員会への報告と本人への通知義務がある。

7 再発防止策

（1）業務を委託する全ての業者に対して、個人情報の漏えいについて、県のルールを改めて説明し、ルールに沿った対応の徹底を促す。

（2）ファクシミリ送信リストを作成し、患者番号、送信者、確認者欄を設けて記入を行って管理し、送信時には必ずダブルチェックを行う。

（3）今回の事案を職員全員で情報共有するとともに、職員向けの研修を実施し、個人情報の適切な管理について徹底する。